

各市町村教育委員会教育長 殿

茨城県教育委員会教育長
(公印省略)

学校の臨時休業中における分散登校等の実施について（通知）

上記のことにつきましては、別添写しのとおり令和2年4月24日付け義教第210号により通知したところですが、休業が長期化していることにより学習の遅れや生活リズムの乱れが心配されるため、児童生徒の学習・生活の様子を定期的かつ確実に把握する必要性が高まっております。

つきましては、感染防止に努めながら分散登校を実施することなどにより、学習状況の把握を通じて必要な補充指導を行うとともに、生活の様子を把握して必要な支援を行うようお願いいたします。

なお、実施の際には、下記のことには留意して適切にご対応くださいますようお願いいたします。

記

- 別添通知3(1)の配慮事項により、感染防止に努めること。
- 分散登校の実施は週に1回程度、学校で過ごす時間は半日程度までとし、次のような内容を実施すること。
 - ・児童生徒の心身の状況の把握
 - ・前の登校日などに課した課題の確認
 - ・確認テストと結果に基づく個別支援
 - ・次の登校日までの学習計画の立案
- 感染予防のために登校しない児童生徒に対しては次の点に配慮すること。
 - ・児童生徒及び保護者の不安な心情に寄り添った対応に努める。
 - ・登校しなかった児童生徒（体調不良を含む）には個別に必要な支援を行う。
- 分散登校を家庭学習と適切に組み合わせることで、児童生徒の生活や学習のサイクルを作り、規則正しい生活習慣の維持に努めること。

【参考】「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月23日時点）」

（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）

II 臨時休業の実施について

【臨時休業に係る考え方について】

○学校を臨時休業する場合は、

①分散登校等の工夫も行い、必要な登校日を設けること

<以下略>



義教第 210 号

令和 2 年 4 月 24 日

各市町村教育委員会教育長 殿

茨城県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学校の臨時休業について (通知)

上記のことにつきましては、令和 2 年 4 月 13 日付け義教第 91 号により、5 月 6 日までの臨時休業を要請したところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況や県立学校が 5 月 31 日 (日) まで臨時休業を延長したことを踏まえ、各市町村教育委員会におかれましても、貴管下の全ての学校 (幼稚園を含む) を 5 月 31 日 (日) まで臨時休業とするよう、改めて要請いたします。

なお、幼児児童生徒が、規則正しい生活習慣を維持し学習を継続できますよう、下記のことについてのご配慮をお願いいたします。

記

1 健康観察及び生活習慣について

- (1) 定期的に幼児児童生徒の健康状態や生活状況の把握に努め、必要な支援を行うこと。
 - ・分散登校、家庭訪問、電話及びメール配信 (アンケート機能) 等を活用した確認など
 - ・幼児児童生徒本人だけでなく、保護者等との対面や会話から把握するなど
- (2) 学校の再開を見据えて、規則正しい生活習慣を維持できるよう支援すること。
 - ・1 日のスケジュールや 1 週間の時間割を示したり作成させたりするなど
- (3) 臨時休業中の幼児児童生徒の寂しさや不安、ストレスなど、心のケアに配慮すること。
 - ・教育相談の実施やスクールカウンセラーによる支援、「子どもホットライン」「いばらき子ども SNS 相談」等の相談窓口の周知など
- (4) 不要不急の外出をしないよう指導すること。

2 家庭学習及び学習評価について

- (1) 家庭学習については、教科書に基づき、指導計画等を踏まえた課題を課すこと。
 - ・教科書に準拠した系統的な学習課題とすること
 - ・知識のみに偏らず思考力・判断力・表現力を育める課題とすること
 - ・プリント等の配付、授業の動画配信「いばらきオンラインスタディ」の活用、パソコンや

タブレット端末等による個別学習が可能なシステムの活用など

- ・時間割を示したり作成させたりするなどして可能な限り計画的な家庭学習を促すこと
- (2) 学習評価については、定期的に教員が学習状況や成果を確認し、それを反映させること。
- ・分散登校や家庭訪問、電話、FAX、郵送やメールなどによる学習課題（プリント等）の定期的な配付・回収
 - ・回収した学習課題（プリント等）の添削及び補充・発展課題の提供による個別指導など
 - ・登校日における確認テストの実施や学校再開後における対面での学習状況の確認など
- (3) 臨時休業の長期化に伴い、学習に著しい遅れが生じることがないように、ICTを最大限活用すること。
- ・テレビ放送や授業動画等を活用した学習、オンライン教材などの活用
 - ・家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の貸し出し、同時双方向型のオンライン指導など環境に応じた工夫

3 分散登校・家庭訪問時の配慮について

(1) 分散登校を行う際は、以下のような配慮をすること。

- ・朝の健康観察と検温の義務付け、発熱等風邪の症状がみられる幼児児童生徒は登校させないこと
- ・マスクの着用、手洗いや咳エチケット、小まめな換気などを徹底すること
- ・学年ごと、登校班ごと、学級内での出席番号ごとなどに分けるとともに、曜日や時間を変えて登校させるなど、一度に登校する人数を減らす工夫をすること
- ・他学年の教室を利用するなど複数の教室を使い、1教室当たりの児童生徒数を少なくすること
- ・学校で過ごす時間を長くしないこと
- ・必要に応じて学校医や学校薬剤師等の助言を受け感染防止に努めること
- ・新型コロナウイルス感染症対策のためにやむを得ず登校できない幼児児童生徒に対しては家庭訪問や課題の郵送等の工夫をするなどし、個別に学習状況の確認に努めること

(2) 家庭訪問を行う際は、以下のような配慮をすること。

- ・幼児児童生徒並びに教職員の健康管理に十分留意すること
- ・課題を配付したり回収したりするに留めるなど短時間の訪問とすること
- ・ポストを利用するなど、対面によらない課題等の配付も考えられること

4 その他

(1) 教職員の勤務については、幼児児童生徒の健康状態、生活状況の把握や学習の保障の見地から必要な業務を継続していくことになるが、その際には、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めること。

(2) 学校の再開、臨時休業延長の双方を視野に入れ、今後の対応について検討すること。